

知っていますか？

「農地を相続したら届出」が 必要です!!

※農地法が平成21年12月に改正され、相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になりました。

農地を相続したら、すぐに

農業委員会

へ!



相続した農地をそのままにしておく...

作物を作付けしないと農地は遊休農地(荒れ地)になってしまいます！
遊休農地(荒れ地)になると、草木があつというまに生い茂り、病害虫さらにはイノシシや鹿が生息し獣害が発生したり、日照の妨げになったり周囲に多大な迷惑を引き起こしてしまいます。

きれいな農地に復元するには莫大な経費もかかってしまいます。

遊休農地(荒れ地)にならないように草刈りをしたり、自分で耕作できない場合には農地を使ってくれる農業者などに借りてもらうなどして管理してもらいましょう。

なぜ、届け出が必要か？

相続により農地をお持ちになった方が、市町村外にお住まいなどの場合、連絡がとれなくなり、遊休農地(荒れ地)となった場合の対策が講じることができなくなってしまう恐れがあります。

そのようにならないよう、連絡先などをはっきりさせるため、平成21年12月から農地を相続したら農業委員会へ届け出ることが法律で義務づけられました。

ご希望により

農地のことなら農業委員会へご相談を！
農業委員会があなたのお手伝いをします

🌸 地元で農地の借り手を捜して紹介します

🌸 農地の管理についてアドバイスいたします

「届出書」の入手、ご不明な点につきましては、農地のある市町村の農業委員会へお問い合わせ下さい。(市役所、町村役場の中にあります。)

市町村農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所